

平成 29 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	特 6	※ 課 程 (障害種別)
学 校 名	福岡県立福岡特別支援学校	全日制 定時制 通信制 (肢体不自由)

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

現在、学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題となっている。さらに、近年の急速な情報技術の発展によるインターネットへの動画の投稿など、新たな「いじめ問題」が生じ、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

本校では、マン・ツー・マンに近い体制で指導を行っているため、校内でのいじめは起こりにくいと考えられる。しかし、いじめはいつ、どこで起こるかわからない。本校にも携帯電話やスマートフォンを利用している児童生徒がいるので、情報機器を使ったいじめが起こる可能性がある。

そこで、今一度、全教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について確認し、学校が一丸となって組織的に対応することができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。そして、以下のいじめに関する基本的考えをもとに、いじめのない、明るく楽しい学校を作るために邁進したい。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは、学校（寄宿舍）、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校（寄宿舎）と家庭及び専門家と協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 学校全体として

- ①いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ②教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る。
- ③家庭・地域・関係諸機関との連携を深める。

(2) 教職員として

- ①感性を磨く。
児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共にすることで、子供たちの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を磨いていく。
- ②受容の姿勢を貫く。
児童生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題解決に向けて粘り強く対応する。
- ③信頼関係を築く。
児童生徒～教師、児童生徒～児童生徒の信頼関係を築くために教師が良きモデルになる。
- ④環境を整える。
個性を認め合い、いじめは許さないホームルーム（学級）作り。安心して生活できる心の居場所としてのホームルーム（学級）作りに努める。
楽しくわかる授業を展開し、自信とやる気を引き出す。
- ⑤連携を図る。
日頃から互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる雰囲気を作り、一人で抱え込まず、教師間で連携・協力して問題解決にあたる。
- ⑥誠実に対応する。
児童生徒や保護者、地域の声に誠実に応える。

(3) 具体的取組み

- ①朝の挨拶運動・・・学期2回（6月中、7月高、10月中、12月高、1月中、2月高）
- ②人権学習・・・年間2回
- ③交流学习・・・各学部、寄宿舎で数回
- ④授業参観・・・各学期に1回
- ⑤授業研究・・・各教科領域で1回
- ⑥職員研修・・・2回

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

学校及び寄宿舎生活全般の児童生徒の様子に目を配り、変化を見逃さない。早期発見のためのチェックポイントを参照し、定期的（月に1回）にチェックする。

（2）いじめの早期発見のための措置

教育相談（適宜）や相談ポストの活用（毎日確認）、連絡帳等での情報収集を行う。また、他の教職員や保護者からの情報にも留意する。さらに、学校・寄宿舎生活アンケート（学期に2回）やいじめ調査アンケート（学期に1回）を実施し、児童生徒を客観的に理解する。

<いじめ調査等の具体的取り組み>

- ①チェックポイントによる確認・・・月1回（月末）
- ②教育相談・・・適宜
- ③相談ポスト・・・毎日確認
- ④学校・寄宿舎生活アンケート・・・学期1～2回（4月、7月、9月、12月、3月）
- ⑤いじめ調査アンケート・・・学期1回（6月、11月、2月）

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

①正確な実態把握をする。

- ア) 当事者双方、周りの児童生徒から聞き取りを行い、記録する。
- イ) 個々に聞き取りを行う。
- ウ) 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- エ) 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

②指導体制及び方針を決定する。

- ア) 「いじめ防止対策委員会」を招集し、指導のねらいを明確にするとともに、対応する教職員の役割分担を考える。
- イ) すべての教職員の共通理解を図る。
- ウ) 教育委員会、関係機関との連携を図る。

③児童生徒への指導・支援を行う。

- ア) いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ) いじめた児童生徒に相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない」という人権意識をもたせる。

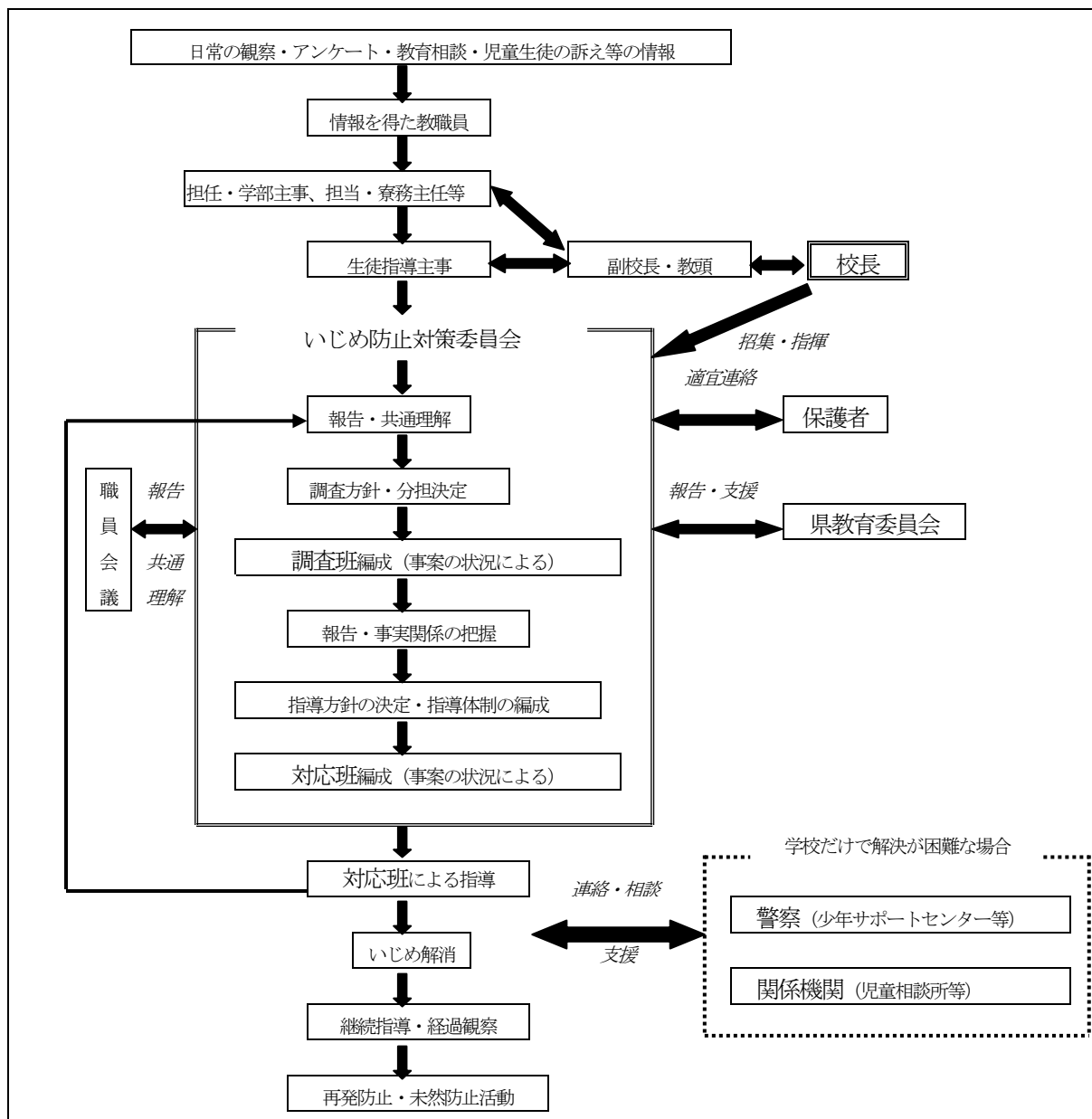
④保護者との連携を十分にとる。

- ア) 直接会って、事実確認をするとともに、具体的な対策を説明する。
- イ) 協力を求め、今後の学校・寄宿舎との連携方法を確認する。

⑤今後の対応

- ア) 継続的に指導や支援を行う。
- イ) 養護教諭やカウンセラー等の活用も含め、心のケアを行う。
- ウ) 心の教育の充実を図り、一人一人が大切にされる学校（寄宿舎）作りに努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①いじめられた児童生徒に対して

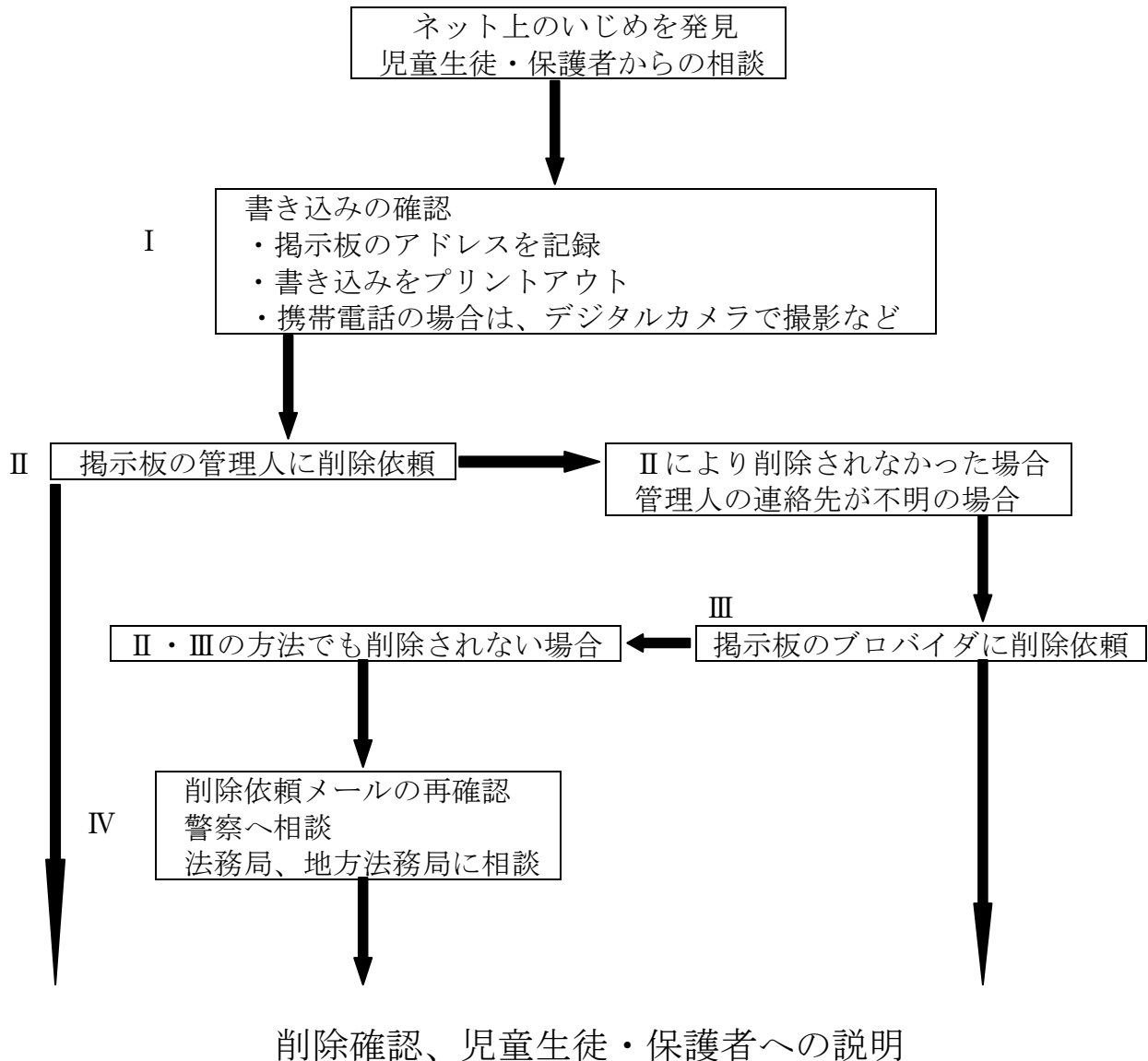
- ア) 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ) 必ず解決できるという希望を持たせる。
- エ) 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめられた児童生徒の保護者に対して

- ア) 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。
- ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- エ) 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - オ) 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するようにお願いする。
- (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- ①いじめた児童生徒に対して
 - ア) いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - イ) 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - ②いじめた児童生徒の保護者に対して
 - ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - イ) 「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導をお願いする。
 - ウ) 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ①周りの児童生徒に対して
 - ア) 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学部、寄宿舎など学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - イ) 「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を学級及び学年、学部、寄宿舎など学校全体に示す。
 - ウ) はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
 - エ) いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
 - オ) いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
 - ②周りの児童生徒の保護者に対して
 - ア) 誤った情報の流出や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応及び配慮を行う。
 - イ) 説明会等を実施する必要がある場合は、期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分配慮する。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- ①未然防止のために児童生徒に理解させるポイント
 - ア) 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - イ) 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ウ) 違法情報や有害情報が含まれていること。
 - エ) 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - オ) 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
 - ②未然防止のために保護者に伝えるポイント
 - ア) パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭である。

- イ) フィルタリングを必ず行う。
 - ウ) 危険から守るためのルール作りを行う。
 - エ) インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」と認識する。
 - オ) 「ネット上のいじめ」は、子どもたちに深刻な影響を与えることを認識する。
 - カ) メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたら躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。
- ③書き込み等の削除の手順



5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害

が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（県知事）に報告する。

②教育委員会と相談の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・聞き取り調査（いじめられた児童生徒及び在籍児童生徒、教職員、保護者等）
- ・質問紙調査（在籍児童生徒、教職員）

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査結果については、教育委員会（県知事）に報告する。合わせて、いじめられた児童生徒とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を行う役割を担う。

④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

⑤学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条[重大事態]に係る調査のための組織の役割と機能

①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいう。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。